

♥ 特定健診の受診期限は1月31日まで！

高島市国民健康保険に加入されている40〜74歳の方で、本年度特定健診の受診がまだの方は、医療機関での健診期限が1月31日(水)までとなっております。市内や県内の委託医療機関で受診することができます。対象の方には、11月末に受診券を再発行しています。

▼「特定健診」は、心臓病や脳卒中等など深刻な生活習慣病の原因となる「メタボリックシンドローム」に着目した健診です。病気の芽を早い段階で見つけて、

摘み取り（病気の発症・重症化の予防）、生活習慣の改善につながるための大切な健診です。健診のチャンスは一年に一度です。本年度もぜひ、この機会を逃さず受診してください。

▼生活習慣で治療中の方も特定健診の対象です。「治療中患者情報提供票」を提出していただくか、特定健診を受診されるか、かかりつけ医と相談ください。



高齢者用肺炎球菌ワクチンの接種期限は3月31日まで！

平成29年度に次の①または②に当てはまる方で、過去に1度も肺炎球菌ワクチンを接種したことがない方は、予防接種費用を一部公費負担で受けることができます。3月31日までに接種を済ませましょう。

▼対象（①または②に該当する方）

- ① 60歳以上65歳未満の方で心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がいのある方（身体障害者障害程度1級）
- ② 次の生年月日の方（平成29年度のみ）

65歳になる方	昭和27年4月2日生～昭和28年4月1日生
70歳になる方	昭和22年4月2日生～昭和23年4月1日生
75歳になる方	昭和17年4月2日生～昭和18年4月1日生
80歳になる方	昭和12年4月2日生～昭和13年4月1日生
85歳になる方	昭和7年4月2日生～昭和8年4月1日生
90歳になる方	昭和2年4月2日生～昭和3年4月1日生
95歳になる方	大正11年4月2日生～大正12年4月1日生
100歳になる方	大正6年4月2日生～大正7年4月1日生

▼回数 1回

▼費用 2,500円（医療機関でお支払いください）
※市外で接種をする方、生活保護世帯の方は、事前にお問い合わせください。

小児レスパイト入院をはじめました

小児レスパイト入院とは？

自宅で日常的に医療的ケアが必要なお子さんの保護者（介護者）が、事情により一時的に介護困難になった時に、お子さんが短期入院できる仕組みのことです。

保護者（介護者）の事情とは？

介護者の休養（レスパイト）、疾病やケガ、出産、冠婚葬祭、学校行事などです。

利用できるお子さんは？

自宅で呼吸器装着・在宅酸素・胃ろう・たんの吸引など、常に医療的ケアを受けていて、介護が必要な15歳以下のお子さんが対象となります。

入院できる日数は？

1回に利用できる日数は、1日から7日です。お子さんが入院の環境に慣れるまでは、1日（日帰り）の利用となります。

申し込み方法

▼入院希望日の3か月前から2週間前までに、地域医療連携室（上記連絡先）までお問い合わせください。レスパイト利用の詳しい説明をさせていただきます。

▼受付日時 月曜日～金曜日 8時30分～17時

▼申し込みは、かかりつけ医、訪問看護のいずれから行なうか、ご検討ください。

▼かかりつけ医からの紹介状を持参いただいた場合は、当院の小児科医師の診察を受けていただきます。



病院のどこに入院するの？

高島市民病院4階の地域包括ケア病棟に入院します。

▼初回入院時には、事前に病棟看護師がお家を訪問する場合があります。

※15歳以上の方も、これまで通りのレスパイト入院の利用が可能です。

安全安心

交通事故発生状況

☎ 高島警察署 ☎ (22)0110

(平成29年11月末現在)

内容	件数	前年比
人身事故発生件数	95件	+13件
死者数	4人	+4人
傷者数	132人	+12人

発生場所	件数
マキノ	13件
今津	19件
朽木	4件
安曇川	29件
高島	12件
新旭	18件

※概数

火災・救急・救助件数

☎ 消防総務課 ☎ (22)5401

(平成29年11月末現在)

火災	件数	累計(1月～)
建物	1件	12件
車両	0件	3件
林野	0件	0件
その他	0件	13件

救急	件数	累計(1月～)
交通事故	9件	173件
一般負傷	46件	401件
急病	141件	1832件
その他	20件	310件

救助	件数	累計(1月～)
火災	0件	0件
交通事故	0件	13件
水難事故	0件	4件
その他	1件	23件

環境放射線測定結果

☎ 原子力防災対策室 ☎ (25)8133

11月平均値(平日測定) 前月平均値

マキノ(マキノ支所前駐車場)	0.065 μ Sv/h	0.058 μ Sv/h
今津(今津支所車庫付近)	0.037 μ Sv/h	0.035 μ Sv/h
朽木(朽木支所前駐車場)	0.066 μ Sv/h	0.062 μ Sv/h
安曇川(安曇川支所南側駐車場)	0.047 μ Sv/h	0.050 μ Sv/h
高島(高島支所東側駐車場)	0.058 μ Sv/h	0.052 μ Sv/h
新旭(市役所北側玄関前)	0.090 μ Sv/h	0.096 μ Sv/h

※測定地点は他に24か所あります。測定結果は、市のホームページをご覧ください。
※通常の値はおおむね0.2 μ Sv/h以下です。

☎ 地域包括支援課 ☎ (25) 8150
(地域包括支援センター) ☎ (25) 5490

あんしん 元気生活

成年後見人制度



- Q1 成年後見人制度を使うための費用はどのくらいかかりますか。
A1 裁判所に収める印紙・切手代に約1万円程度、判断能力の鑑定が必要な場合は鑑定料に約5～10万円程度かかります。
- Q2 親が認知症を患っており、代わりに銀行でお金をおろしたいと思いますが、銀行で「成年後見人をつけてください」と言われました。どうすればよいですか。
A2 本人や配偶者、4親等内の親族などが申し立てをすることができます。司法書士や弁護士に手続きを依頼したり、高島市成年後見サポートセンターなどにお手伝いしてもらったりすることもできます。
- Q3 身内は誰も後見人になりたくないけど、引き受けてくれる人を紹介してもらえますか。
A3 家庭裁判所は、適当な候補者を見つけられない方のために、第三者後見人として、弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門家の名簿を整えています。

「成年後見制度」について、気になることや詳しく聞きたいことなどがあれば、お気軽にご相談ください。

「成年後見制度」ってなに？

「成年後見制度」という言葉を聞いたことはありませんか？
成年後見制度とは、認知症に限らず、知的障がいや精神障がいなどにより判断能力が不十分な方々の日常生活を法律的に支援する仕組みのことです。

